

平成25年（2013年）第3回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

招集年月日 平成25年7月16日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年7月16日（火）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	世古雅則	総務課長	堀 秀俊
財政課長	工門利弘	危機管理課長	上野和彦
企画課長	脇 博彦	税務課長	服部峰穂
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷眞吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課長	久保健作	海山総合支所長	中場 幹
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	宮原俊也
監査委員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4 議案第41号	損害賠償等請求事件に係る控訴の提起について
第 5 議案第42号	平成25年度紀北町一般会計補正予算（第3号）
第 6 報告第 6 号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定及び和解について)

会議録署名議員

10番 東 篤布	11番 東 清剛
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

北村博司議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は、18名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成25年第3回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、本臨時会において、報道関係者の写真撮影並びにテレビカメラによる撮影等を許可することにいたします。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

谷吉希議会事務局長

おはようございます。

それでは、臨時会の議事日程を報告させていただきます。

平成25年第3回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年7月16日（水曜日）9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第41号 損害賠償等請求事件に係る控訴の提起について

第5 議案第42号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

第6 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償金額の決定及び和解について）

以上でございます。

北村博司議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

北村博司議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 東 篤布君、
11番 東 清剛君
のご両名を指名いたします。

日程第2

北村博司議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、議題から見まして、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3

北村博司議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る7月12日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会の招集にあたり、付議された事件は3件であります。付議事件につきましては、損害賠償等請求事件に係る控訴の提起についてと、平成25年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の議案2件と、報告案件の専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解について)の1件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成25年度普通会計の5月分と、平成25年度水道事業会計の5月分について、同条3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は、議会図書室に保管してありますのでご覧いただくようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

なお、お手元に今朝、配付いたしました、国家賠償法と民法の主な違いについてという資料は、先般の全員協議会におきまして、議員のほうから、法的な解釈についての文書提出を求められましたので、作成していただき、参考資料として配付させていただきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

北村博司議長

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 議案第41号 損害賠償等請求事件に係る控訴の提起についてを議題といたします。

本件につきましては、入江康仁君に直接の利害関係のある事件であるところから、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、入江康仁君の退場を求めます。

(入江康仁議員：退場)

北村博司議長

お諮りします。

各議案の審議にあたりましては、会期を1日として、決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において、審議することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案の審議にあたりましては、委員会の付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、日程第4 議案第41号 損害賠償等請求事件に係る控訴の提起についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中を、第3回紀北町議会臨時会に、ご出席を賜わり、まことにあり

がとうございます。

それでは、本議会、臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第41号 損害賠償等請求事件に係る控訴の提起についてであります。去る7月11日、損害賠償等請求事件について、被告は、原告に対し、7,307万8,500円及びこれに対する平成7年5月31日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。

原告のその余の請求を棄却する。

訴訟費用はこれを100分し、その99を原告の負担とし、その余は被告の負担とするとの判決が出されました。

判決内容を精査いたしましたところ、原告の主張する遺失利益等については、本町の主張が認められ、請求が棄却されたものの、一部の事実認定には誤りがあり、本件処分につき、国家賠償法上の違法性、故意過失、事業に実現可能性、融資可能性がないことはもとより、損害及び損害との因果関係について、総てについて認めるべきではないことから、本町として承服できるものではありませんでした。

このため、原判決中、第1審被告の敗訴部分を取り消すこと。第1審原告の請求を棄却すること。訴訟費用は、第1、第2審とも第1審原告の負担とすることを内容とする判決を求めることを内容とする控訴を提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上です。

北村博司議長

次に、議案第41号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

おはようございます。

議案第41号について、ご説明させていただきます。

議案第41号 損害賠償等請求事件に係る控訴の提起について

損害賠償等請求事件の判決について、次のとおり、控訴を提起したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成25年7月16日提出

紀北町長 尾上壽一

1. 第1審事件名

平成20年（ワ）第17号の2 損害賠償等請求事件

2. 第1審判決の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、7,307万8,500円及びこれに対する平成7年5月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用はこれを100分し、その99を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

3. 当事者

控訴人 紀北町

代表者

町長 尾上壽一

被控訴人 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2715番地の6

有限会社浜千鳥リサイクル

代表取締役 中子ゆり

次のページをお願いいたします。

4. 訴訟物の価格 7,307万8,500円

5. 控訴の要旨

- (1) 原判決中、第1審被告の敗訴部分を取り消すこと。
- (2) 第1審原告の請求を棄却すること。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも第1審原告の負担とすることを内容とする判決を求める。

6. 控訴を提起する理由

第1審判決は、町の主張に反し、本件処分につき、①国家賠償法上の違法性、②故意過失、③事業に実現可能性、融資可能性を認めた上で、損害の一部につき本件処分との間の因果関係を認めた。

しかし、この事実認定には誤りがあり、本件処分につき、①国家賠償法上の違法性、②故意過失、③事業に実現可能性、融資可能性がないことはもとより、損害及び損害との因果関係について、総てについて認めるべきではない。

この点、第1審判決には不服があるので控訴を提起するものである。

7. 管轄裁判所 名古屋高等裁判所

8. 本件に関する取り扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

提案理由

損害賠償等請求事件の第1審判決の内容の一部は不当なものであり、承服することはできないので、有限会社浜千鳥リサイクルを被控訴人として控訴を提起したいため。

次の3ページから5ページにかけては、参考資料として、事件の経緯を添付させていただきましたので、ご参照ください。

以上で、議案第41号のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

北村博司議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑される方はございませんか。

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

あのですね、この41号についてですね、可決された場合にですね、名古屋高裁へ、何日に、控訴の書類を出されるのかが、1点。

もう1点はですね、当然、フジタがですね、対象になっておりますね。これは広島の、当時、私も1999年の四季報ありまして読みました。インターネットもとりました。今ですね、2009年に、なんか民事再生法があったようで、フジタホールディングスで、子会社にされて、この13年にですね、いわゆるハウスメーカーのトップである、大和ハウス工業のグループになっております。ちなみに、そこの決算がですね、積水を上回って、1兆6,000億円であったが、今は2兆5,000億円になっています。そういうところをですね、調べに入るのにはですね、それぞれの弁護士に任せてあるのか、自分らで、それをやっておるかどうかということが、2点目。

3点目は、フジタのやつは裁判所が認めたわけです。私、全協で言ったように。マルコシのやつはですね、確か前水道課長はですね、3,000万円、受け取っておるといように、私は聞いております。これは町にとって不利なことですね。だけど、これはやっぱり明らかにせないかん。

それで、私もこの3,000万円についてはですね、自分ながら確認をしております、3,000

万、ねっ。そういう点をですね、どういうふうにやっていくのか。弁護士に丸投げではないかんですよ。弁護士は負けたって、別に自分の腹痛むわけやないんで、その辺のところを執行部はどういうふう考えられておるのか。この3点の質疑をいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず1点目につきましてはですね、控訴の関係でございます。これはですね、今日、議会で議決していただければ、直ちに弁護士と、そういった手続きに入っていきたいと思えますので、できるだけ早く控訴していききたいということでございます。

それと、調査についてですね、これはですね、町の職員がですね、いろいろなところへ出向けて、調査をし、その資料を元に弁護士と協議をしながら、裁判における主張を、準備書面等に表しているところでございます。

それと、先ほどの話にもございました、フジタ、マルコシにつきましてもですね、職員等が出向きまして、私も入りまして、その調査をした職員や弁護士、それから、私が入りましてですね、いろいろな協議の中で、この部分は使っていこう、この部分はまだまだ不透明だなというような調査もですね、調査の仕方そのものも、弁護士と相談しながら行っているところでございます。

5番 瀧本攻議員

議長、答弁になってない。速やかに言ってくださいよ。

尾上壽一町長

速やかになって、言ったでしょう。

議長よろしいですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず議決をしていただけるかどうかという判断がですね、まだいただいておりませんので、速やかにという表現をさせていただきました。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

非常にですね、リーダーとしてね、資質を疑うわ。これは提案で出してきとるわけやから、認めてくださいということでしょう。議会が議決したらですね、何日に持っていくかということぐらいですね、弁護士とですね、打ち合わせすべきじゃないの。それもですね、それからするの。

それで、もう1点。マルコシは行っとな、フジタは行っとな。これフジタも資料ないよ、これ。この年度やったら。なんにも、弁護士に丸投げやない。行っておるのはマルコシだけやないかな。私は全協でも言ったようにですね、裁判官というのは大きい会社のほうへ味方するんですよ、民事の場合は。答弁になってない。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですからですね、今日、議決されましたら、直ちに弁護士のほうにしたいという、速やかにというのは、そういう意味でございます。

それと、フジタは行っているか、行ってない。マルコシは行ってないとか、今、ご質問ございましたが、こういったものはですね、新たな第2審の弁護士との協議の中で、どうやっていくかということを決めてまいります。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

あのね、11日に判決があつて、12日に全協やったわけですよ。あまりにもですね、私らにとってですね、非常に短時間でやろうとしとる。別に今週にやってもよかったわけですよ。いろんな字句が出てくる。法律用語が出てくる。勉強せないかん。なんで、こんなに急ぐんですか。土用の丑が過ぎてからやっても、別に間に合うんですよ、こんなものは。そうでしょう。ほかのことは全然急がんと、こんなことに対して急ぐんですよ、あなたは。

私はね、普通の会社であればね、役員会を開いて、直ぐやるよ。これどうするかというのを。議会はですね、それは会社であれば専門家もおる、そのの。大きい会社であればね。我々、専門家じゃない、これの。それを直ぐ出してきてやるんや。だから、大体いわゆる22日か、23日か、24日か、25日に、大体その辺の目途をどういうふうに考えられとるんですか。それは、弁護士と相談されておるわけでしょう。議会で承認されたら。直ちにということ、今週中にやるの。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

速やかにということは、そういうことでございます。我々としては、こういった重要案件でございますので、取りこぼしのないようにですね、弁護士の皆さんとお話をさせていただきたいということで、今日の日を、議会ということで、選ばせていただきましたので、そのことについてご理解をいただきたいと思います。

5番 瀧本攻議員

議長、答弁になっておらん。私は日にちを限定してくれと、僕は言っておるのに。速やかという言葉は使ってもろたら困る。

北村博司議長

町長、現時点での希望というか、一定の目途を言ってください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議決をしていただければですね、直ちに、弁護士のほうへ、そうです。ですから、直ちにということは、16日ということですね。それで、16日に手続きに入っていきたいということです。手続きに入って、こういった訴訟のやつを出していただいたり、そのあとですね、訴訟事項書やったかな、訴訟の細かい打ち合わせをして、それを、また出さなければいけませんので、できるだけそういうことを速やかにしたいということでございます。

5番 瀧本 攻議員

もう1点、かまんですか。

北村博司議長

許可します、はい。

5番 瀧本攻議員

弁護士はね、書類はね、上告するほうのね、書類はつくってますわ、そんなものは。私もですね、金曜日、終わってですよ、数名の町民に聞いたらですね、この辺で、もう上告せんと、これ1億3,040万ぐらいかな、1億3千いくらやったかな、これで確定すればね、1億3,940万ばかりですわな。奇しくも、西沢先生は1億4,000万円と言った。上告するわけでしょう。裁判費用も要ってくるでしょう、この議案第2号で。

だから、町民の中にはですね、これでもう矛を収めたらどうやという意見もあるわけですよ。私は違いますよ。町民の方へ、そんなことの後出しの件はですね、この辺で矛を収めたほうがええんじゃないかという意見も、少数ではなかったです。そういうことを言うて、私は、ある程度のインターバルをもってですね、やりたいと。一事不再議で、ここで決めたら、また臨時議会を開いたらいいわけやで、私らも町民とですね、声を聞いてね、一生懸命、一生懸命というたら失礼ですけども、ある程度、自分のできる限りのことをですね、説明してですね、町民にですね、理解を求めている。

そんなんやったら、これは元役場に勤めとった方でもですね、昨日、私を、出してみえてですね、役場でも、いわゆる執行部の中枢におった人がですね、こんなんやったら、1億4,000万、1億3,940万ぐらいになるかな。これで矛を収めておいたら、どうやという意見をおっしゃいました。それも1つの考え方だと。

だから、私らに考える時間がなかったんさ、これ。それを私は言っておるんですよ。おたくら、私ら議員の立場など何も考えてくれてない。これに対してね、非常に私は疑義に思っておる。以上です。

北村博司議長

瀧本議員、今のご発言に、上告という言葉を使われましたので、ご訂正をお願いします。

5番 瀧本攻議員

控訴ということで、訂正いたします。

北村博司議長

はい。ご答弁を、尾上町長。

尾上壽一町長

私としてはですね、やっぱり、2週間以内ということもございます。そういった中で、こういった問題は、速やかにご判断いただきまして、弁護士と相談して行っていきたいと、控訴状を出していきたいと、そのように思っております。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

松永君。

12番 松永征也議員

1審においてですね、遺憾に思うことは、町長はですね、議会においてもですね、再三再四ですね、勝訴に向けて最善を尽くすと言われてきたわけなんですけども、証人尋問に

おいてですね、原告側のほうは、当時の関係者4人を立ててきました。これに対してですね、被告の町側はですね、証人はたった1人立てたのみであります。その1人についてもですね、旧海山町の職員であったわけです。大変この職員には気の毒に思いますけども、裁判所はですね、案の定、判決においてですね、裁判では、直接の経験に基づくものではなく、採用できないとして取り扱ってもらえなかったわけですね。

最善を尽くしたのかどうかですね、疑問を持つわけであります。裁判費用はですね、すべて町民の税金で賄っております。こんなことをしてはですね、紀北町は沈没する危機感を持つところであります。もしですね、控訴した場合に、このような場合、どのように対応されるのかですね、お聞きをいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

確かに、判決の中で、その証人として、職員の採用をできないという、直接的にはですね、というお話もありました。しかしですね、それは証人としての一部分でございまして、証人が証言したことの内容については、いろいろ調査に基づく証言でございました。

しかし、その中で、集めた証拠書類等はですね、十分採用されたことによりまして、遺失利益の49億6,307万493円、この部分についてはですね、0円ということで、相手のことは認められなかったわけでございます。これは、その証言そのものは、そうですが、証言に至るまでの過程の中での証拠書類や、そういったもの、準備書面で提出したことによって、こういった遺失利益がですね、すべて0円ということになったということだと思っておりますので、こういった金額的な部分では、我々としては、できる限りのことをやってきたということでございます。

それと、この事業自体がですね、我々、前訴は応訴という形でございました。ですから、向こうが主張することは、たくさんあるんですが、こちらから、なかなか証人として出しにくい部分があったということでございます。

まず、町民の税金ということですが、この49億6,000万円、約ですね、そういったものを、認められることになったら、それこそ町民の税金をですね、そういったものに投入するということは、大変遺憾でございますので、私としては、そういったものが0円になったということは、大変大きな職員や弁護士の働きにあると思います。

北村博司議長

松永君。

12番 松永征也議員

答弁漏れやと思うんですけども、その控訴した場合のね、こういう証人尋問なんかの扱いですね、そのことについて。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

控訴後はですね、弁護士と十分協議の上、どういった形でやっていくのか、今まで出た資料も含めてですね、それをどういうふうを活用していくのかということですね、今後、皆さんにお認めいただいたら、その過程の中でやっていきたいと思いますので、今の段階ではですね、今後の検討課題ということでございます。弁護士と協議したいということでございます。

北村博司議長

よろしいですか。ほかにご質疑はありませんか。

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

以前ですね、前訴のことについて、私自身も当時、議員ではありませんでしたし、ましてや海山町の住民でございますので、よく解らない部分が多いんですけども、判決を見て、率直な感想というのはですね、よほど町の対応がまずかったのか。あるいは、それとも弁護士及び理事者がですね、やり方が、対応の仕方がですね、まずかったのか、どちらかだと思うんですよ、これは。その点ではですね、議員についても、重要な責任が被さってきますのでですね、今後ですね、執行部においても、赤羽の人の思いも含めてですね、事実の解明をですね。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

ちょっと発言中ですが、終わってからではいけませんか。

では、瀧本君。

5番 瀧本攻議員

前訴のやつは終わっとるわけですよ、最高裁で。これは国賠法についての議論をしていただきたい。判決出て決定しとるわけですから。

北村博司議長

関係しているんで、国賠法、今回の判決に対してを中心に質疑してください。

9番 奥村武生議員

しかしですね、これは、その前訴の部分に対しての損害賠償ですので、当然のごとく、その判決文の中でもですね、そこが非常に重要になってきとるんじゃないですか。私はそう思いますよ。

北村博司議長

議題に対して、直接関係する部分を中心に質疑してください。

9番 奥村武生議員

わかりました。私は考えは変わらんけどね、おかしいよ、それは。絶対おかしいよ。

北村博司議長

まあまあ、そこは、関連しとることは事実なんで。

9番 奥村武生議員

そうでしょう。そんなもん、いちゃもんですよ、これは。

5番 瀧本攻議員

いちゃもんやない、結審しとるんやのに。

9番 奥村武生議員

次にですね、議長、クレーム、発言の自由というのは、やっぱり、きちっと尊重してもらわんとさ。町長は。

北村博司議長

不規則発言ですから、今のは。着席したままの。

9番 奥村武生議員

町長は、勝訴に向けて頑張ると言われたわけですけども、その真剣さに、私は疑問を感じる部分があるわけです。というのは、先ほど、前者議員が指摘しましたようにですね、やはり証人尋問についてはですね、当時のことをよく知る人が、当然、出るべきであったし、そして、そうでなければですね、町長がやっぱり、これは受けて立ってほしかったと思うんです。2審にいった場合についてはですね、その辺も十分鑑みて対応していただきたいと思いますけど、どうなのかという点。

それから、これは率直に言って、国賠法という極めて重大な問題もかんでおるわけですので、これは法理の組み立てをしなくちゃあかん。その点では、今回の判決における弁護

士の責任というのは、やっぱり極めて大きい。もうこれは弁護士を一掃してですね、一新して、やっぱり法理の組み立ても含めて、組み直していかなくちゃならないと思うんですけど、その辺についての執行部のですね、考え方もお聞きしたいというふうに思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

1審につきましてはですね、最高裁までいって、配慮義務違反ということでございます。そういった部分ではですね、1審で判決が出ているということが、主になっているのも事実でございます。

それから、2審でですね、どうやっていくかということでございますが、そういった部分について、主張もしていきたいし、ただ直接的な関係のない人間の証言がですね、先ほど前者議員もおっしゃったように、なかなか証言としての価値として認めていただけないということでございます。

それと、弁護士につきましてはですね、今まで前訴、それから、この1審のこともよく知っていただいておりますし、また、この遺失利益の49億6,000万、約をですね、これを0にさせていただいたということからも、私自体はこの弁護士の活躍、大変大きなものだと思っておりますので、現行の弁護士でいきたいと思っております。

北村博司議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

答弁漏れがありますよ。私は、その2点目の指摘した部分は、これは町長自らが、証人尋問として、受けて立ってですね、正しければですよ。正しいとするならば、町長、今までの1審も振り返ってですね、町長が自ら受けて立って、証人尋問に、2審では出ていただきたいということの答弁漏れがあります。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど、答弁したつもりなんですけど、直接ですね、そういったものに関わっていない部分での証言についてはですね、うちの職員のもの、直接的に関わっていないんでということで、なかなか証言としてということなんで、私自身もですね、直接的なそういった利害関係の部

分で、接している部分ではございません。そういった部分では証人となって、証言することは、なかなか難しいのではと思っておりますが、すべてですね、そういう議員の提案も、弁護士とも相談した上でですね、どうやっていくか、検討していきたいと、そのように思います。

北村博司議長

3回目です。

9番 奥村武生議員

そのですね、前訴を切り離すならばですね、これは補償問題、金額だけで納得できる部分はあるわけですが、納得できるというんか、やむを得ない部分、やむを得ないというふうに考える部分もあるわけですが、これは執行部も指摘したように、国賠法も含めて、いろいろな形で、非常にその環境保全についてですね、いろいろな縛りが出てくると。そういう点ではですね、もあるということを鑑みておるわけです。

弁護士を評価していますけども、私は一切弁護士を評価していないんですよ。これは、もう本当に町長がですね、住民のことを本当に考えるならば、これは国家賠償法の専門家も含めてですね、弁護士にするかどうか別にして、あるいは町長が真剣に今後、取り組むとするならばですね、これは法理上、組み合わせていかないかんと思うよ。国家賠償法には国家賠償法の権威がおるんですよ。そういう点について、いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前訴から引き続きということなんですが、行政法にですね、こういった秀でたような方々をですね、いろいろと選任させていただいておりますので、私としては先ほど申し上げたように、この5つの弁護士事務所については、このまま続行していきたいと、そのように思っております。

北村博司議長

ほかにご質疑ありますか。

玉津君。

8番 玉津充議員

議案書ですね、2ページに、訴訟物の価格、7,307万8,500円とあります。それから、先ほども、前者議員が金額を出しておりましたが、年5分の金員ですね、これを加算す

ると、約1億4,000万円になるよという話。これを、町民ですね、1人当たりになると、約8,000円の負担になるわけです。

しかし、この金額を見た場合に、紀伊長島区と海山区のですね、町民の間に、この金額に対する反応というのが、随分、異なっております。この事件自体は、旧紀伊長島町時代の事件がですね、ずっと尾を引いた形で、海山区民にとってはですね、合併によって、負の遺産を背負わされたという感覚が、非常に持つとる方が多くおります。議員として、そういうことをですね、聞きますと、この件については、町民に対してもですね、十分に説明を尽くしていくべきだというふうに思うんですが、私がいま申したことについての行政トップとしてですね、町長の思いはいかがなものでしょうか、お答えをお願いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はですね、これは紀北町の問題ということで、いろいろ人によっては、考え方等はございますでしょうが、私、行政といたしましてはですね、この金額、いずれにしても、1億、金員、金利も含めればですね、大変大きな金額ですので、そういった部分については、少しでも下げていきたいという思いも、この控訴の中にはございます。

また、奇しくも議員もですね、紀北町全員で割られて8,000円ということをおっしゃいました。本当にこれは紀北町の問題としてですね、やはり戦って行って、今までの前訴も、配慮義務では、最高裁でですね、判決は出たんですが、故意過失とかですね、いろいろ問題について、まだまだ、その当時のですね、町が行ったこと等についても、我々としては主張しなければいけないと思っておりますので、紀北町としてですね、頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

北村博司議長

玉津議員は、町民にどう知らせるんだと言わなかったですか、そういう意味でしょう。どうお知らせしていくんだと。

尾上壽一町長

知らせていくかということ。

北村博司議長

説明責任を問うておられるんですよ。

尾上壽一町長

そういう意味ですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。

これが認められましたら、8月1日号のですね、広報にチラシで判決とですね、そういった、今後の提訴の、こういったものを載せさせていただいて、私のコメントという形ですね、チラシのような形で、広報していきたいと思いますんで、また、こういった議会での議論もですね、勿論、新聞にも載ってまいります。ただ、まだ控訴ということは、判決が確定いたしておりませんので、これからの町の考え方とか、そういったものも踏まえたものをですね、広報のほうへ折り込みで入れたいと思います。

北村博司議長

玉津君。

8番 玉津充議員

今回の判決文でですね、特に、紀北町側が責務を負わされた部分ですね、その辺を、特にですね、詳しくその時に広報していただかないと、なかなか全町民が理解することはできないと思うんですが、是非、説明するにも、その内容のですね、工夫をしていただきたいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、本当に裁判自体がですね、裁判用語もございまして、なかなか難しい部分がございますので、できるだけ解りやすくですね、そういった広報への載せ方も工夫したいと思います。

北村博司議長

よろしいですか。

次に、ほかにございませんか。

質疑は、ございませんか。

東篤布君。

10番 東篤布議員

町長は関係ないけども、前訴で敗訴したやろ、最高裁で。ということは、当時、町側のいわゆる行政としてですね、事業者に対する配慮義務が足りないということで、最高裁で敗訴したわけですね。何らかの過失があるということですね、町長。であるならば、僕はね、浜千鳥リサイクルさんから今回は、損害賠償請求が出てきた時に、ちょっと金額が大き過ぎるんでね、驚いたんですが、第1審で敗訴になった。いわゆる町の、いわゆる配慮義務に欠けたということは、行政サイドのですね、指導不足といいましょうか、そういう点を指摘されたわけですね。ということはね、何らかのお金は支払ねばならんのかな、詫び金ですね、簡単にいえば。私はそう考えていましたけれども、ただ余りにもリサイクルさんからの損害賠償請求が大きかったので、それはいかになもんかなと、議員としても、一町民としても感じておりました。

そして、今回の損害賠償請求になったわけですが、この中でもね、町長。争点の1つになったのは、争点の2のところですけども、町長の故意または過失について、町長は原告に対し、赤羽水源の枯渇のおそれのある、ないについては、地下水使用量の限定が問題とされると理解できるような協議や指導を行っていないこと。原告に対して、適正な指導を行うことが著しく困難であるとは認められないことからすると、ここからですね、大事な点は。町長には、少なくとも過失があったものと認められる。

その前段においても、こう書いています。町長が通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くしていたとは到底いえず、本件処分を行った町長の行為は国家賠償法上も違法であると言わざるをえない。

私はよく考えたんですが、前訴で、まず敗訴した。その時に、国家賠償責任が問われるのかどうかというところがね、よくわからなかったんですけども、今回、明確にですね、違法であると言われておるわけです。今回、60億円、払いなさいよと言われてたらね、控訴せなならんやもしれませんが、これぐらいの素人なりにいえばですね、町民も思うと思うんですが、これぐらいの金額で済むのであれば、それを支払いして、もう争いを避けたらどうだという考えが大半だと思いますね。

ただ、この金額では当然、リサイクルさんとしてはですね、納得できないやもしれません。そこで、向こうからの控訴があっても、これはやむを得ない。致し方ないと思いますけれども、町側としては、このように町に瑕疵があったと言われておる、そのような前訴裁判でも判決が出ておったんですから、私は前回の敗訴という、最高裁での判決をいただいた後で、当時の町長、奥山さんにですね、一度業者サイドに足を運んでですね、長年に

わたる心労をかけたわけですから、一度話し合いをされてはどうですかと言った覚えがございませぬ。

何よりも、住民運動が起こって、行政もそれを取り上げて、事業者の事業を差しとめした。手法は何にしろですね、何故そのようになったかという、過去にも赤羽水系上流でいろんな業者が進出されてきて、事業をやっておられましたけれども、30年間にわたって、赤羽住民が悩んできたという事業もあったわけですね。そういった意味で、過去には赤羽の皆さんはですね、事業が出てくるということは、雇用の場も増えるんで、喜んで引き受けておった。しかし、30年悩んできた、ある問題があったわけですね。だから、問題が発生しても、なかなか事業者に出てもらえないんだという認識は持っておったわけですね。

ですから、今回の浜千鳥リサイクルさんが、タイヤ処理場をつくるんだと。いろんな不安があったわけですね。その中の1つに、水の枯渇という農業者の悩みもあったわけですね。けれども、それ以外の方としても、タイヤを燃やしたら、真っ黒い煙が出るからね、子どもの気管支に悪いんじゃないか、いろんな心配があったわけですね。一度、認めてしまったら、何十年も立ち退いてもらうことはできないんだという悩みがあったわけですね。

そこで、いわゆる事業を止めた。いわゆる住民の不安、もし仮にその事業があつてですよ、そんなことはないにしても、もし仮に子ども1人が、体が悪くなったりね、命に関わるような問題があつたとするならば、事業を止めたということで、奥山町長はね、問題を達成されたんじゃないですかと。最高裁では負けたけれども、住民の意思を汲んで、町長は差しとめたんやから、そこで問題となるのはですね、ということですよ、その事業者が、その時点で新たな申請書を出せば通るわけですね。

もう1つ言うならば、その事業者がその権利を、第三者に売ったとします。そうすると、その事業が可能となるわけですね。最高裁で負けた凡例がある。なおかつ、一たん前回の場合にも、三重県が許可しとる事業ですからね。というならば、元に戻るならばですよ、住民の不安はいわゆる廃タイヤ処分場ができることによっての子どもたちへの、住民への被害ですね、それを心配しておった。

ですから、最高裁で負けたんやから、町長、まず、この事業者のこの権利を、第三者に譲渡しないということ。そして、また事業をするのであれば、どのようにされるんですかという話し合いしていかんやないかと。ただ、勝った、負けた、の話だけじゃないわけですよ。この前提には、住民の不安を取り除くということが大前提にあるわけがございませぬ。それすらしなかった。浜千鳥リサイクルさんは1年待った、その言葉を待ってお

ったけれども、何もないから、損害賠償請求に踏み切ったわけでしょう。

いわゆる第1審で、町側に間違いがあると、こう言われたんです。問題があると、こう指摘されて、終わったんですよね。その後で、町のとるべき態度も、私はいかがであったかなと思います。根本となった住民の不安は取り除かれてないわけでしょう。なおかつ負けたんですから、この事業を行うことは可能であったわけです。第3者に譲渡することも可能であった。

そして、損害賠償請求、これは負けたんですから、いくらかは払わなければならないでしょう、それは。いいですか。私も事業をやっていますから、よくわかりますけれども、県の許認可が取れなかった、その理由は町の同意書がなかったからということになればね、一体うちのどこに非があるんですかという話になるわけです。

そして、十何年係争して、最高裁で町が負けたんでしょう。ということはですね、非があったんでしょう。そやから、詫びるしかないじゃないですか。言葉だけでは足らんだら、幾らかの金を渡さないかんやろ。それが、今回の損害賠償請求で、8,000万なにがし、私はね、リサイクルさんは、こんなもんじゃ収まらんとするよ、納得できんと思う。それは本人さん、リサイクルさんが納得できずに訴えてくるのは、やむを得ない。しかしなれど、これだけの少ない金額であるならば。

北村博司議長

東篤布議員、質疑に限定してください。

10番 東篤布議員

町長ね、これで良いなら、喜んで払いますという姿勢を示すことによって、リサイクルさんの気持ちもね、変わりませんか。間違っったんやから、また、あんた、金額が多い、少ないというて、争う必要ないんじゃないの。僕はこの前、全協の席でね、この国家賠償責任という点をですね、明確にしてくれないかと、僕こういう話したんですけど、これは前回の裁判、前訴で、こういうこと出てるんやから、今更、これ取り消せんわな、町長。

ですから、町長。もう一遍、改めてね、議員の皆さんもよう考えてくださいよ。十何年業者を泣かしてきた、前回の裁判、負けたんですよ、町は。でしょう、それで前町長はこうおっしゃった。いや負けたけども、1回だけ負けただけやと。2回、勝ったんやと、こう言うた。第1審、第2審で勝って、最高裁で負けただけであって、私はまだ負けたとは思ってないと、こうおっしゃった。皆さん、こういうご理解されておるんじゃないでしょ

うね。とんでもない話ですよ。私は先方から控訴してくるのはやむを得ないけれども、そうならないためにも、今回は町側、先方さんと話し合いされてね、やっぱり、相手も人間ですから、あんた、感情のもんでしょう。私、そういう町側の態度が必要でないかなと思いますね。そうすることによって、業者、行政と住民と係争を続けるということ避けられるんじゃないですか、町長、いかがお感じですか。このままいったって、金額は上がるかというてもね、下がることはないですよ。時間の無駄やし、それでもっと言うならばね、ここにこう書いてますよ。町長のこういうのは、国家賠償法上も違法であると言わざるをえないということになれば、その時の町長に責任を問われても仕方ないんや。これ以上、争い続けたら、その時の町長に損害賠償請求いくかもしれん、ということになれば、そのご家族にも非常に辛い思いをさせることになりますよ、町長。

これ以上、係争は避けたほうが、私は紀北町のいわゆる海山区の皆さんの気持ちも払拭できるんじゃないかな、不安も払拭できるんじゃないかと。また、第三者であるところの。

北村博司議長

篤布議員、質疑の趣旨をまとめてください。

10番 東篤布議員

趣旨はですね、控訴するのを取りやめよということ。

北村博司議長

要するに、何を質疑されておられるのか。ちょっと明確に。

10番 東 篤布議員

控訴するのを取りやめよと言うと。あんた、そう思わへん、議長。

北村博司議長

いえいえ。

10番 東篤布議員

長いこと知っとるんやから、これ以上、あおってどうするん。

誰かが中へ入らなあかんのや。まだ、私やったら、まだ1億足したるで、どうやって言うで。安いもんや。えっ、私は前にも裁判で言うたんや。こんなもん普通の社長やったら、首つって死んどるよって。あの人やで、辛抱して頑張っとんのや。逆にいうたら人殺して言われてもしょうがないんや。今回のけんかの発端は、最初からよう知っとるさかいに、双方には非があるからね、こう言うとるんや。どっちが良い悪いじゃないんや、どちらにも問題があるから、こういうことになったんや。

しかしなれど、事業者にそんだけの、家族にも、迷惑をかせてきたんやから、それは最高裁で判決が出たんやで。だから、その時点で話し合いされとれば、今回の国家賠償請求にならんだかもしれん。また、今回も判決が出たら、ねっ、余りにもべらぼうな、住民が納得できんような金額なら、控訴もせなならんけども、これぐらいで済むんならばね、これ以上、事業者を、またその家族を、従業員ね、いじめることもないやないですか、という姿勢を示すことによって、相手の気持ちが和らぐんではないですか。私はそういった努力も、行政のいわゆる取るべき態度ではなかろうかと思いますがね、町長。いかがお考えですか。これ以上、無駄に係争することによって、住民の税金を使ってですね、住民と争う必要はないと思いますがね。ここで、決着を付けられたらいかがですか。その態度をとられたら、いかがでしょうか。

北村博司議長

東篤布議員、念のためにですが、先ほど、建設禁止処分をした時の町長は、大内町長でありまして、奥山町長って発言されたんで。

10番 東篤布議員

奥山町長って発言したのは、私が議会で、前訴で敗訴した時に、一度お話し合いに行かれたらどうですかといった時の町長は、奥山さん。ここに書かれてある、町長の責任ということになれば、これは大内さんになってくる。本人おらんから、家族にいくんや、そんなことになったら、家族はかわいそうやろ。だから、ここで喧嘩を止めよというとのや。

北村博司議長

わかりました。確認しますけども、差戻審がさらに上告する時の町長は、奥山町長だったと。それで、建設禁止処分をしたのは大内町長という意味で、間違いございませんね。

10番 東篤布議員

間違いありません。

北村博司議長

では、尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろご意見いただきましたがですね、今、これは1審の判決ということでございます。そういった中で、うちが、紀北町がですね、上告しないとですね、これらの判決を認めた上で、その上、さらに金利も含めてですね、約1億4,000万円を認めた上でやってい

かなければいけない。これはですね、議員もおっしゃったように、おそらく向こうは控訴するであろうとおっしゃいました。控訴した時にですね、我々は控訴状で、控訴をしていかないと、ここの部分をすべて認めた上で、実損害の部分のですね、フジタの部分、弁護士の部分、それから、今、議員も読まれたところを認めた上で、裁判も戦っていかなければなりません、応訴という形で。

そうなるそうですね、とても裁判として戦えるようなものではございません。ですから、こういった1審の判決も含めて、先ほど、読み上げさせていただきました、紀北町として、敗訴の部分も訴えていくよと、お金も、すべて訴えるよという形をとらないと、裁判としてのですね、形もとれないと、私は考えております。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、上告という言葉を使って、控訴という言葉ですので、訂正を願います。

北村博司議長

上告って言葉を使ったんやな。はい、了解しました。

東篤布君。

10番 東篤布議員

ならね、町長ね、ちょっと方向性を変えて、町長のお考えをお尋ねしますが、前訴の裁判ね、それで、最高裁で敗訴になりましたでしょう。前奥山町長は、最高裁で負けたけれども、負けたとは思っていない。1審、2審で勝ったんやから、2対1です。このようなお考えでした。町長、それはどう思われますかという点と。

負けたという、行政の配慮義務に欠けたという判決でした。そういう配慮義務に欠けたことに対して、十数年、事業を止めてしまったわけですから、それに対する何がしかの損害が生じた。それに対する責任は感じるべきだと思いますが、感じないんでいいんだと、こう思いますか。町長として、人としてですよ。その2点、お尋ねします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、1審、2審で勝訴して、最高裁で負けたという話ですね。これは、1審、2審、それぞれの形で戦ってきて、最高裁では、その内容というより、配慮するところですね。

今、故意過失とか、そういった配慮義務の部分で、我々も裁判でも争っているんですが、そういった部分で、最高裁では配慮義務違反ということで、負けたということと認識をしております。

それと、配慮義務ということ、これらもですね、今、1審は、こういう結果が出たんですが、我々としては、こういった部分も、十分配慮を尽くしたよと、故意過失はないよということで、今、1審に訴えてまいりました。2審もですね、その姿勢で訴えて、できるだけ町のこういった主張を認めていただきたいと、そういった観点から、この裁判を、控訴した裁判をですね、2審の裁判をやっていきたいと、そのような想いです。

北村博司議長

ちょっと質問とズレておるんですが。

尾上壽一町長

どこがズレていますか。

北村博司議長

ズレています。副町長に、誰かに確認してください。ズレています。いやいや、町長、確認してください。

尾上壽一町長

何がズレておるんですか。

北村博司議長

ズレています。

要するに、奥山町長の発言はどう思うかという。

10番 東篤布議員

違う違う、奥山町長はそうおっしゃったけれども、町長は、1審、2審、最高裁の判断ね。奥山町長は、2対1と言うとった。私はそういうことじゃないんです。

北村博司議長

いや、それをどう思うかと聞かれたんでしょう。

10番 東篤布議員

奥山さんの言うたことやなくて、その判決をどう見ておられますかということ。奥山さんと一緒なのか、2対1なのか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町としてはですね、配慮義務を尽くしてきましたよという主張でございます。それで、配慮義務、そういう、故意過失、この場合、過失の場合ですね、認められています。そういう、しかし我々としては、そういう説明もやってきたんですよという話で、それで、計画自体もですね、実現性がないよと訴えていますんで、いろいろ業者の方との思い、いろいろあろうかと思いますが、我々としては、裁判上でそのように訴えてきておりますので、これは継承するしかないのではないかと思います。

北村博司議長

いやいや、2対1という考えは、同じ考えかと聞いています。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど、答えさせていただきましたように、1審、2審、いろいろと主張を求めてですね、町としては勝ってきたわけなんです。そやけど、最高裁では、やはりその配慮義務が足らなかったよということの、配慮義務違反ということで、結審というんですか、そういうことで確定したもんですから、その部分で、最高裁の配慮義務違反ということですので、1審は1審、2審は2審の考えのなかで、それぞれが判決が出たものと思っております。

北村博司議長

いやいや。

はい、東篤布議員。

10番 東篤布議員

住民の皆さんにわかりやすく説明しておきますがね、今、町長のおっしゃったことは間違っていますよ。なんか運動会のかけっこじゃないんやから、1回目は勝った、2回目も勝った、3回目、負けただけと違うんやで。そういうことじゃないの。裁判というのは、1つの問題を、1審で判決になる。2審でいただく、最高裁、これは終わりなんです。最高裁で負けたら、1審も2審も負けたということなんよ。そういうことなんです。

例えばいいですか、町長。逆の、真逆の話をしましょうか。誰か殺人事件で訴えられたと、1審で無罪になった。殺された子どもの家族は、当然、上告しますわね、控訴する。いいですか、2審でも無罪になった。しかし、最高裁で、いわゆる死刑だという判決が出

たとしましょう。実刑が出たとしますね、家族にとっては嬉しい話やでね。今まで1審、2審で無罪やった。最高裁で死刑もしくは実刑が確定した。

いいですか、町長、大事なところなんで、横と話しとってはあかん。いいですか、ということは、死刑なんや、町長。実刑なんや、1審で勝った、2審で勝った、そういう話じゃないの。それ以上の判決はないんです。日本国憲法において、もしそこで死刑と決まったら、加害者側の家族としては、どうしますか。うちの息子がお宅の子どもを殺した、そういう判決が出た時に、一言もお詫びしないで、いや、うちの子どもは殺しておらへんのやって、そんなこと言っとんのと一緒よ。

いいですか。僕はね、何もね、浜千鳥リサイクルさんサイドに、側に立ってね、言っとるんじゃない。私はこの判決ではね、リサイクルさん側も納得できんやろ。しかし、この辺で、双方、矛を収めないかん。また、その矛を収める努力もせないかんし、それをして、なおかつ裁判になるんなら致し方ない、やむを得んやろ。

しかし、何もせずして、それこそ、配慮義務が足らんかったから、こういうことになったんやからね、誰かが、どこかでね、収めないかん。わかるよ、私は。双方の言い分は、よくわかる。ボタンの掛け違いから、こんなことになってしもたんやけど、これ以上、争ったたら、余計に住民に負担をかけるだけ。ぎくしゃくとしてもうてね、私はこれは、今の町長のお考えなら、当然、控訴するでしょうね。1審で負けて、2審で、いや、1審、2審で勝って、3回目で負けただけで、配慮義務という点で負けただけなんやって。まったく最高裁の判決を理解されていない、こう思いますよ。

行政がちゃんとして、指導しておればね、このようなことにならんかった。いわゆる国家賠償責任なんていうのも生まれんかったし、憲法違反やとまでも言われたんですよ。憲法違反を問うまでもなくですよ、その前段階でやるべき、いわゆる配慮義務に、行政としての指導に、何もしてなかったと。配慮義務に欠けたと言われたんじゃないですか。それに対する、何らかのお詫びの姿勢を示すべきやったんです。その時に示しておけば、今回の裁判もなかったやもしれん。

であるから、今回のこの金額が出た時点で、それなりの姿勢を示せば、これ以上、係争をね、続けることを避けれるかもしれん。その努力をせないかんと言っとるんですよ。私は当然ね、これは今回の裁判費用を認めるわけにはいきませんし、争うことを認めたくない。これを認めることによって、我々議会としてもね、責任ありますよ。これは大内さんの家族にまでいく問題や。これは議長もよくご存じだと思いますがね。この判決文の中で

ね、町長に責任ありと言われておる以上は、その当時の町長に責任を問われたら、その町長は責任をとらんならんのや。その町長がおらんだら、その町長の財産を相続しとるご家族が責任をとらんならんのや。

そこまで、解っておりながら、これ以上、争いをするんですか、町長。また、議会もこれをまた認めて、この波紋の輪をもっと広げてって、まったく関係のないご家族にまで巻き込むんですか、この戦争を。ここらで、たいがい矛を収めませんか。私はこれにむやみに賛成するということは、ほかの皆さんも巻き込んでね、争いを大きくしてしまうことだと思いますよ。もうこうなったら、銭金の問題じゃなくなっていくんや。

だから、両区の問題どころじゃないん。それで、住民の皆様、私はこっちサイドの味方やとか、いろいろあったでしょうけども、そんなもの、もうとっぱらわないかん。同じ町民なんやから。相手と自分との間に、垣根をつくるのは、自分の心ですよ。同じ人間やん、垣根なんか、あらへんのやから。議員の中にも、いまだに両区のことを、とやかく言う人もあるけども、そんなものは愚の骨頂。

この裁判のことにしたかて、当然、知っておって合併したんやから、いいですか、子どもと、娘、双方が結婚したとせんかいな。そうしておいてから、結婚する前に、お宅の娘にこんな借金あるとは知らんかったんやと。この借金あると知ったたら、結婚せんかったんやって。そんなこという親がおったら、とんでもない話や。それと一緒になんや、この両方の合併というの。当然、議員である皆さん、そんなことも、当然、承知であったし、今さら住民の不安をあおるような発言は避けていただきたい。これ余談でした、ごめんなさい、議長。

町長、どうですか、もう一遍、再度聞きますよ。これ以上、波紋の輪を広げて、前々町長のご家族にまで迷惑かけるようなことは避けませんか、こう言っとる。それでも、この裁判もう一遍やりますか。非は非で詫びた上で、原告側の出方を待ちませんか。それによつてね、また、新たに方向性を決めればいいじゃないですか。まず一旦は、膝をついて詫びるとこは詫びて、非は非はとしてですね、是は是としてですよ、話し合いされてはどうですか。大きな気持ちでもってですね、そうすれば、必ず相手もね、わかってくれるでしょうよ。もう一度、再度、改めてお尋ねします。前訴の件ですけど、1審、2審でも勝って、最高裁で負けた。これは負けたということですよ、町長。わかっています。それと、もう1つ、もう一度この気持ちを改める気は、少しでもありませんか。この問題に終息を付けたいという気持ちはありませんか。お尋ねします。それで、僕の質問は終わります。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

最高裁ではですね、配慮義務違反で負けたということは、先ほども答えましたように、負けたということでございます。その判決内容でもって負けたということでございます。先ほど、元ですね、町長さんのお話が、町長の話が出ました。そういった方に迷惑をかけるためにもですね、私はこれは配慮義務違反とかですね、そういう故意過失はないんだよということを、再度、訴えていきたいと。これこそ前、元町長に対する町としての責任というか、考え方だと思いますので、そこを一生懸命やっていきたいという話でございませぬ。

それと、また先ほど申し上げたんですけど、控訴しないと、そういうところを全部、認めた上でですね、やっぱり応訴という形で受けなければいけません。この控訴する中で、また原告の方がですね、この金額でいいよというようなことであれば、またその間で和解の話も出ようかと思いますが、今の段階では、議員も認識は一緒だと思うんで、向こうも控訴してくるんじゃないかという中で、裁判を戦っていく上では、我々としても、この内容について、不服ですよという控訴の仕方をやるのが適切ではないかと思っております。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

議事進行ですか、はい。

10番 東篤布議員

町長の今の答弁は、まったく法律を間違っ解釈されて説明されていますが、その点、議長から指摘していただけませんかね。いわゆる、いやいや、いいですか。今回の。

北村博司議長

いやいや、私に指示してください。

10番 東篤布議員

そうです。今回の議長、町長がおっしゃったけどね、いいですか。このままだけ配慮義務違反を認めてしまったことになるという発言は、最高裁の判決が不服だということで、最高裁を訴えるならわからんでもない、訴えるところないよ、町長、最高裁に。今回の裁判はお金を払いなさいという裁判であって、いいですか、配慮義務に欠けたという問題を、あれしとるんじゃないんです。前回の裁判で配慮義務で負けたんです。その配慮義務違反

は、もう消えていかないの。今から争っても、どんだけ100年争っても、配慮義務違反は配慮義務違反なん。結論が出とるの、議長、そうでしょう。問題をすり替え、勘違いしとる、議長、そうじゃないですか。

北村博司議長

議事進行でしょう。ですから、私からお答えします。

10番 東篤布議員

じゃないと、町民が非常に間違ったとらえ方をしてしまいます。今から争ったら、配慮義務違反が消えていくかのように聞こえる。配慮義務違反というのは、前訴での判決なん。今回の裁判は、金額が。

北村博司議長

趣旨はわかりましたら、私がお答えします、私から。議長の見解を聞かれておるんで。お答えします。ご指摘のとおりですね、日本国憲法の第76条にですね、すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定める下級審と、こうなっとして、最終審です。ですから、配慮義務違反という差戻しして、再上告したのは確定しております。これ日本国憲法を認める限りは、みんな従わんなんわけですよ、日本国民は。ですから、配慮義務違反によって敗訴したということも確定をしております。これは争うということは、あり得ません。

ですから、今回の私の見解です。

10番 東篤布議員

町長の発言は間違っていますね。

北村博司議長

いや、私のお答えです。ですから、今回の損害賠償請求で、国賠法上で、今度は、これは国賠法って、ご承知のとおり、これは民法の特別規則です。民法の一部です。国または地方公共団体に限定された、民法のうちの一部です。ですから、その一部のところで、当時の町長にそういう不法行為があったという、これは勿論、町長がご提案なさっているように、国賠法上の争いというのは、できます。三審制ですから。ただ、配慮義務違反はもう確定しております。というのが、私の答えです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

10番 東篤布議員

ですから、私の議事進行はですね、間違っった発言を、一国の主がされたんですから、それを間違っるとるでしょうと、私は議長にお尋ねした。ですから、明確に今の町長の発言は

間違っていますと、お答え願えませんか。

北村博司議長

ですから、私の見解を申し上げました。

10番 東篤布議員

だから、議長として、今の町長の発言は、皆に誤解を招いたら、いかんがな。

北村博司議長

そんなことは、ないと思いますよ。皆さん、憲法にしたがって、ここに議員になつとる、地方自治法、憲法の。

10番 東篤布議員

ということは、当然、町長の発言は。

北村博司議長

皆さん、ご存じのはずです。

10番 東篤布議員

間違つとるといふようなことは、議員なら、わかつとるやろという議長の、わかりました。

北村博司議長

三審制で、いまさら、配慮義務違反は確定しております。いやいや、私がお答えしましたから、確定していますということは。町長の答弁はあつとるか、間違とるかということは、私は判断しません。私に聞かれたことだけお答えしています。発言は認めません。

ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず原案に反対討論される方はございませんか。

反対討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

議案第41号 損害賠償等請求事件に係る控訴の提起に対して、賛成の立場で討論を行います。この損害賠償等請求事件は、平成7年より、前訴の裁判を経て18年間の長きにわたり、町民と裁判で争ってきた事案であり、原告の主張の国家賠償法上の違法性、町長の過失、本件施設が設置できなかったこととの因果関係においては認められ、原告側の遺失利益については、一切認められず、実損害と弁護士費用の一部のみが認められた判決が、津地方裁判所において言い渡され、お互い一部敗訴という判決が下され、今回、一応の終結をみました。

しかし、国家賠償法の上の違法性、町長の過失、本件施設が設置できなかったこととの因果関係において、控訴すれば無実を晴らせるとの行政側の強い意気込みがあり、また、相手側は必ず控訴するであろうという予想の上、今回、行政側がこの議案を議会に上程してまいりました。

本来、町と町民が裁判で争うことは、ないに越したことはないことを、お互いの主張のずれで、長きにわたって裁判を行って、争ってきた結果が、結局はどちらにとっても後味のいいものではないことは、言うまでもありません。こういったことは、一刻も早く終了できれば越したことはありません。できうれば、相手も控訴せず、これで終了できればと思っているのが正直な気持ちではありますが、今回、町長の、相手も控訴するであろうとの予想や、控訴した後の2審での勝訴の強い決意を信じ、議案第41号 損害賠償等請求事件に係る控訴の提起に賛成の立場で討論をさせていただきます。

北村博司議長

次に、賛成討論される方はありますか。

瀧本攻君。賛成討論ですね。

5番 瀧本攻議員

1審の判決はですね、争点の中でですね、いわゆる83ページですか、争点2の中にね、町長の故意または過失について、ちょっと水いただきます。枯渇の問題等々を書いてありまして、町長には少なくとも過失があったと認められるという、町長の過失を指摘しております。しかしながら、争点3についてはですね、争点3の中でのですね、4ですか、4の争点の中の、いわゆる87ページにですね、本件処分がなされなければ、なお紆余曲折が有り得るものの、原告において上記多面にわたる作業を同時並行的に、本件をですね、施設を含む事業場の建設に至るのは、非常に難しい言葉ですね、蓋然性ですか、がいぜんせい、

いわゆる確実性ですよ、確実性があったと認められると。ここに非常に相反する津地裁のいわゆる判決があるわけですね。片方では、町長のいわゆる配慮義務の問題、片方は別に業者がですね、裁判中でありながら、別に何ていうんですか、事業を遂行することはできたわけですね。

これも私も、海山町におった時に、そういう事案がありました。それは民対民でした。その時に、業者は住民訴訟で訴えられて、裁判をしながらですね、事業を遂行いたしました。そういう点から鑑み、この2つの争点をですね、名古屋高裁に申し出てですね、やっぱりあからさまにするのが、我々町会議員の私は使命だと思います。

もう1点はですね、やはりこれ後でも出てくるんですけども、もう9,100万ぐらいのですね、長島町時代からですね、裁判費用が要ってくるわけですね。それで、もう1点は、弁護士に払わんなん、ほかのものも要ってくる。そういうことも執行部はどういうふうに考えられておるのかと。

2点目、3点目はちょっと蛇足ですけども、その2点についてですね、この辺が非常にその地裁でですね、苦慮されたような判決に思います。そういう点を踏まえて、この2つをですね、あからさまにしていきたい。私は、フジタのやつは認められなんでですね、マルコシのやつの3,000万円、認めとったらですね、これマルコシのほうがですね、証明性があるわけですね。全協でも言ったように、マルコシはダイハツ工業の傘下におさまるとる。書類あるかどうかはわからん。

だから、マルコシのほうの契約と、あれだけ認めてですよ、マルコシやない、フジタのね、フジタの。そういう点もありますので、非常にその津地裁ですね、裁判官も苦慮されたと思うんです。その苦慮の痕が残ります。だから、篤布議員がおっしゃったことも、私も十二分にわかるんです。非常に私も苦しいんですわ、これは。ある程度は矛を収めたいということは、重々わかっておりますけども、やはりここに至った以上はですね、私も町民代表で出てきている以上ですね、やっぱりこの辺は、あからさまにしていかなければならない。また、町長におかれましてはですね、この点についてもですね、前町長が配慮義務を怠ったんだから、その点の少々配慮義務をですね、考えていただきたい。執行部におかれましてはね。そういうふうに思います。以上をもって、賛成討論を終わります。

北村博司議長

次に、賛成討論をされる方はございますか。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第41号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

10番 東篤布議員

さっき反対討論っていうた。

北村博司議長

言いました。

10番 東篤布議員

反対討論いうて、賛成討論。

北村博司議長

そうそう。挙手多数です。

したがいまして、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで入江康仁君の除斥を解きます。

(入 江 康 仁 議 員 : 入 場)

北村博司議長

ここで、11時10分まで休憩いたします。

(午前 10時 59分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午前 11時 10分)

日程第5

北村博司議長

続いて、日程第5 議案第42号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどは、議案第41号につき、お認めをいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議案第42号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ638万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5,322万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜わりますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

北村博司議長

続いて、議案第42号についての内容説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

それでは、議案第42号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第3号）につきまして、説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

平成25年度紀北町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ638万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5,322万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年7月16日提出

紀北町長 尾上壽一

この予算は、先ほどの議案第41号と同様、損害賠償請求事件の第1審判決を受け、控訴を提起するにあたり、補正しようとするものでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書で、まず、歳出からご説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第11目・一般訴訟費は638万4,000円を増額し、

1,344万6,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、控訴に係る弁護士への契約着手金、訴訟に係る意見書作成費用等として、第12節・役務費を562万3,000円増額するほか、今後の口頭弁論等に要する経費として、第8節・報償費や第14節・使用料及び賃借料等を増額するものでございます。

次に、その財源となります、歳入についてでございますが、6ページのほうにお戻りください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金を638万4,000円増額し、2億937万6,000円とするもので、今回の補正に係る財源として、財政調整基金を取り崩すものでございます。

以上で、平成25年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

北村博司議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

川端議員。

北村博司議長

はい、一括してどうぞ。川端議員。

15番 川端龍雄議員

今、内容説明いただきましたけど、着手金とか、弁護士費用とかというようなこと、詳細な説明を、1つ財政課長、お願いします。

北村博司議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

ただいまのご質問にお答えします。

控訴に係る契約着手金は、5事務所分で、100万円の5事務所×消費税で、525万となっております。

続きまして、申立手数料ですね、これは7,307万でしたか、その印紙代としまして、36万3,000円。また、郵送料等を1万円みておりますので、そういったものを合わせますと、562万3,000円が増額分となっております。

あと、それと、報償費の口頭弁論に係る県外弁護士費用ですが、1人あたり5万円で4人の8回で、消費税で168万。

それから、名古屋での県外弁護士での打ち合わせ等がございまして、予定しております、これが3万円×4人×6回の消費税で、75万6,000円。弁護士の関係につきましては、すいません。42万円の増額となっております。

北村博司議長

よろしいですか、川端議員。

5番 川端龍雄議員

これは今年度だけという解釈で、よろしいんですか。

北村博司議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

はい、今年度の予算となっております。

北村博司議長

よろしいですか。

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

今、着手金が500万円で、525万円。今年度だけって行って、おっしゃったんですけども、ここちょっと飛び出るようなんですけども、今年度ですね、当初予算3月で521万2,000円を組んでいますね。その辺の兼ね合いはどうなるんですかということが1点と。

財源がですね、一般財源になっていますね。町のいわゆる血税ですね。こういう問題においてですね、執行部は、私らも含めてですね、ある程度、歳費のカットを考えられないかと。例えば20%カットするとかさ、そういう頭はなかったんですかということをお聞きいたします。一般財源で、財調を取り崩しとるわけですからね、第2セクターやったら、絶対これ責任のある人はですね、自分でお金出しますよ。

いうたら、国民の財源を全部充てとるわけやから、国民って、町民の。その辺が結局ですね、町民と融和する配慮義務がないね。というふうに私は思います。その辺どうですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現時点では、そういうことを検討いたしておりません。あとの部分はですね、担当課長から答えさせます。

北村博司議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

すいません、説明不足で。あのですね、当初の予算、25年度、当初につきましては、24年度の予算をですね、そのまま置いておまして、この中で、控訴に係る契約着手金とか、これは7月11日の判決をみてですね、予算化しておるといふことで、この部分につきましては、当初みておりませんので、改めて562万3,000円という額をお願いしております。以上です。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

そうすると、当初予算に、3月に521万2,000円はですね、これは、もう確定しておるんですか。補正予算ですから、確定して、もう支払っておるなら、ええよ。支払ってないと、521万2,000円をですね、本年の3月の議会ですら、報償費として、教育費は別ですよ、180何万あったわけや、教育予算はね。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、今、当初予算の分はですね、予算ということで、今年度、1年度分の予算でございますので、まだ払ってない部分がほとんどでございます。

それと、もう1点ちょっと振り返らせていただいて、よろしいですか。答弁ちょっと不確かな、川端議員の答弁ですら、今年、1年だけかと言われたのは、これは今年度1年度分の予算かという理由でいいんですか、来年度の話やなしで。

ああ、そうですか、はい、わかりました。でしたら、さっきの答弁のとおりです、はい。

北村博司議長

よろしいですか。瀧本君。

5番 瀧本攻議員

一般的に考えたらですね、521万2,000円のはですね、減額をすべきじゃないかなと、私

は思うんですよ。それで、これを増額するとか。そういうことも払ってないんでしょう。

それで、また、これ減額予算するんですかということ、私は問うとるわけですよ。

北村博司議長

誰が答弁するんですか。どなたですか。

尾上町長。

尾上壽一町長

本来、瀧本さんのおっしゃる部分もわかります。

瀧本議員ね、はい。こういう、計画するということですね、当初予算は認めていただいております。1年の経費ということで。そういった中で、今回はですね、特にそういった弁護士の着手金とか、そういった部分が増えましたんで、そこを新たにですね、当初に積ませていただくという形の予算編成の仕方をさせていただきましたんで、はい、ご理解いただきたいと思います。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

そうすると、これは主に着手金、これ会議、報償費もみんな入っとるけどさ、これは、いわゆる補正は出てこないというふうにみていいですね、確認しておきます。補正って、減額の補正は出てこないとみていいですね。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あくまで、これ予算で、こういう仮で、1年間のスケジュールに合わせてさせていただいておりますので、こういった口頭弁論の費用とかですね、そういった分、回数が変わってくれば、やはり増えたり、減ったりということも、あろうかと思えます。

北村博司議長

よろしいですね。

ほかに質疑ありますか。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

この当初予算に対してですね、町長。このやはり予算というのは、町民の大事な税金で

あると考えておるんですけど、要は以前ですね、この問題の損害賠償の前訴差止めの時にですね、最高裁から戻されて、前奥山町長が名古屋高裁で、町が敗訴になったと。その時に、次に、また上告をしましたよね。その時に、私はこれは絶対だめだと、上告しても、だめだよということを、私は言って反対した経緯があります。

その中で町長、今回、私は言いたいのは、要はその時にね、本当は、この大事な税金を使う時に、町民の。控訴、町が控訴するのに、裁判を提起するなりする時は、行政は勝つという確かな根拠がない限りは、裁判に持ち込んだらだめだよということは、大体言われておるんですね。そういうことで。

その時の最高裁に、再上告したのが800万ぐらいやったと思います。この時は、本来は町がやろうとしても、弁護士が止めやないかんというような、結果は上告には限られた理由がある。上告理由の限られたものがあると。その上告理由にあたらないうって、こんだけの文面で却下された800万でした。誰も責任とろうとせなんだ。確かに議員も、認めた議員もそうや。私は言いたいのは、町長もしかり、議員もしかり、自分のお金だったら、どうかということを考えよというん。

今回、ある新聞社の社説のなかで、そういう責任は先送りにして、1人あたり幾らぐらいになるよということも書かれとった。我々審査するのは、ここでしょう、問題は。そして、お魚らんどの問題、不当な、これも、お魚らんどの使用しとった業者をいじめぬいて、そして、移転料も払わない。そして、町長は、その当時の町長は、議会に対して、1円も払わなくて済むから、この予算を認めてくださいと、裁判費用を認めさせた経緯がある。

私はその時に、業者側に付いて、ここまでやるんだったら、裁判しか勝てないと。裁判だったら勝てるからやりなさいと。結果は、1円も払わないで済むと言とった町長が、今度は和解になったんで、和解で払わせてくださいと。まして、またその時に、業者が1人、払わんでもええというとった業者にまでも、移転料を払った。これは皆自分のお金じゃない、税金だ、行政だからやれることであって、やることなんですよ。

税金はいかに的確なもので、きちんとしたように予算付けをしてですよ、今の予算でもそうだ、これは各課長にも言うておくけど、本当に小さな福祉関係にしたって、小さなものには無駄遣いじゃない、大きな予算には無駄遣いがあって、小さな町民の、町長あんたの言う、住民目線に対するね、予算というのは、本当に皆削られておる。そういうような経緯があるんですよ、町長。

それで、もう第一は、あなたの私はまだ、この予算に対する、これだけの大きな問題を

提起してきたんだから、あなたのこれ、ならなかった時の責任ですね。それを明確に私は答えていただきたい。

今までのトップのあれは、全力を尽くします。何とか頑張ります。それでは、答えにならないよ。大事なこんだけの町民のね、この訴訟費用に1億円近い金になってきた。そんなもんは、もう言葉では表せないよ、今度は。自分のお金だったら、どうすんの。自分の腹が痛まないから認めるよって、こんな馬鹿なことはないよ。

だから、審査する議員も、しっかり私は考えていただきたいと思う。だから、いろいろな、議員の削減にもつながってくるんですよ、これは。そこのとこの責任の明確さですね、明確な責任を答弁していただきたい。

それで、やっぱり、ある程度のことは書いてあるけど、提訴の理由は。これに対してはね、町民に対しても、こういう部分で、こうなって、これが認められなかったって、これで覆すんだと、大きな問題の中でね。このはっきり言って、配慮義務違反に対しても、町の主張は皆退けられた。施設ができない、できなかつたら事業できない。事業できなかつたら、利益を生まないから、払わないでもいいって主張も、皆退けられた。

そして、唯一、町から、証人出た、水道課の上ノ坊、たった2行で削られとる。証拠としても、乙60は採用できないとなっている。そんなやり方をやっておいてね、私は前から言っておるように、お魚らんどを踏まえたことの中で、行政そのものを、各課長にも言ったはずや、3月議会に。こういうことは、もう止めやないかんよ。町長、あなたにも言っただけや、あなたも職員に対して、それに対しては、きちんと指導するって言って、答弁もらったように思うよ、僕は。

はっきり言って、水道課の担当である上ノ坊のいろんな証言に関しては、採用できない。それに対しては、いろんなことが、こっちも理由づけしてましたけど、そこのとこを明確にね、町長、これは町民に対しても、あんたこれ、先ほどの社説じゃないけど、どないして説明するんだろって言われとる。それを明確にせな、これは予算は認められないよ、これ。

自分のやっぱりお金だということを、今回、600万円だけと、私は一番下の最高裁のような800万円の時のことは、記憶に、頭に残って離れない。本当に行政というもんは、ただ自分の腹痛まない金だから、人のお金だからと、数字であれするのかと、本当に思ったこともある。

そして、やはり、それに対しても、誰も、議会も責める者もおらんのだ。やはり、この

体質は変えやなあかん。その点ですね、町長。これ認める、認めんは別として、あなたの責任と、そして、この金額ないしろんなことで、これが増額になったり、逆にですよ、減らす減らすとって増額になったり、これが維持されたら、また、この延びた分だけの利息の5%も要ってくる。これに対してのあなたのやっぱりその説明は、やっぱり責任だけは、とってもらわなあかん。そこのとこだけ、ちょっと明解な、ちょっと答弁をいただきたいと思う。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

控訴するということについてのですね、先送りという、一部新聞のことを捉えて、お話をいただいたように思います。控訴につきましてはですね、先ほどの議案第41号についてもお話させていただきましたが、これはですね、控訴をしなければ、7,307万円と及び、町がですね、この1審では敗訴としたとこを認めた上で、裁判を戦っていかなければなりません。

そういった意味からではですね、この7,307万円も含めて、我々の主張をもっと、再度やっていく。それから、行政処分の取消が、即、国家賠償法上の違法には結びつくわけではないよとか、配慮義務の故意過失の部分はないですよということを、これらを第1審の判決に対して、そうではないんですよ、再度言わせていただくために控訴しなければ、これはですね、認めた上で裁判を戦っていかなければなりません。そういった意味でも裁判として戦えるもんでは、応訴という意味だけではですね、できないと思います。

それと、議案第41号でもお話が出てたんですけど、おそらく相手側が控訴されるであろうというお話がありました。控訴された場合もですね、この予算、弁護士への着手金等につきましては、同じくかかるものでございます。経費のかかるものでございます。そういったなかでは、応訴と控訴の違い、お金だけで申し上げますと、36万3,000円の印紙代が違うということでございます。

それじゃあ、36万3,000円の印紙代が違うだけで、7,307万円を認めた上で、裁判を戦っていくのか。お金だけで言えばですね。いや、そうじゃないよというのが、私の考え方でして、これも下げる努力もしなければいけないし、先ほど申し上げたような、前段の部分の、建設という言葉を使っておりますが、建設はできても、我々はそれを運営して経営する、実現性はないよというふうに訴えていますんで、これらも再度、訴えていきたいとい

うようなことをございます。

そういった意味で、私はこうやって頑張っていくことが責任ということだと、今のですね、首長としての責任だと思います。そういう意味では、一生懸命がんばっていくということをございます。

そのお金に関してはですね、先ほど申し上げたような部分で、36万3,000円が違ってくるのであろうと。

それと、上ノ坊の、職員のですね、証言につきましては、確かにあそこの部分、2行です、直接的な関係ではないので、採用できないというようなことが書いてあります。証言は、その調査に基づく証言をしたものをございまして、調査に及んでいる過程で出てきた証拠が、この遺失利益の49億6,307万493円を、0円にしたものだと思っておりますので、証言としてのことは2行で省かれておりますが、それを行った行為、調査につきましては、十分認められた上での判決だと思っております。

6番 入江康仁議員

議長、ちょっと答弁。あれは、わかるよ。今、言った主張はね。私が言っとんのは、形が認められなかった時の責任を、私は聞いとるの。

北村博司議長

というのはですね、確認しますけれども、この予算が認められなかった場合の意味か、それとも、2審で町の主張が認められなかった場合の、どちらの責任を言っておられるんですか。

6番 入江康仁議員

議事進行で言っていていいですか。それはね、2審でね、先ほど、私、言ったように、行政が控訴する時には、勝つ見込みがある場合しか、だめだということの中で、2審において敗訴なり、また、増額なりになった時の、その責任はどう取るんですかということを確認にさせていただきたいと思えます。

北村博司議長

そういうことですね。町長、ご答弁願います。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたつもりなんですけど、責任はですね、この裁判をしっかりと戦っていくのが、私の裁判だと思っておりますので、これがですね、結果がどうなるかという、わ

からないうちに、その責任を、今の段階で言葉にすることはできないと思っております。

北村博司議長

入江君。

6番 入江康仁議員

それじゃ町長。その結果が出やな、答えは出せないということなんですか。だったら、町長、それだったらね、この予算は危なくて、賛同もできないですよ、町長。

やはり、そこにあなたの意気込みがあるんだったら、その意気込みのなかで、何々こういうふうに責任とるぐらいの気持ちがありますとかいうことは出ないですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の責任がどうのという前に、この予算を認めていただくのはですね、先ほど申し上げたように、その印紙代が違うわけで、向こうが控訴すれば要るお金です。そういう中で、我々は裁判として有利に戦うためには、積極的に控訴してですね、やっぱり戦っていかなければ、やっぱり、先ほど言ったように、今のこの予算ですね、補正額の638万4,000円ではなしに、主のですね、7,307万円、約ですね、そちらのほうも、しっかりとやっていかなければいけない。

それと、今までの町の町長とか、故意過失、国家賠償法に即、違法に結びつかないという主張もですね、再度やりたいということですので、そういうことで、我々は戦っていきたいというのが、お願いでございますので、今回の予算、そういった意味での予算になりますので、ご賛同を願いたいということですよ。

北村博司議長

入江君。

6番 入江康仁議員

あのね、町長。相手が控訴するとか、そういう問題ではないんです。これは、あなたが控訴するために出したんでしょう。相手がどうのこうのは関係ないんですよ、答弁には。ただ、あなたにはね、これ私はちょっと、まあと思うのは、これはあなたが起こした現の問題じゃない。その前の、前町長の大内町長の時のことだから、確かにあんたが、今の立場になって、本当にあれだなど、一番辛い時になった。もう本当に町長としては、仕方のない立場上、それはもう理解できるんですよ。

しかし、理解できるけど、この町民の大事な予算を、やはりこういうような計上する時は、やはり、あなたもそれだけの立場で、こういう問題もあるということで、町長も引き受けてやったんだから、あんたは。やはり、そこにはやっぱり町長としての私は明解な答弁がほしかった。

そこで、どうですか、答弁。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本当にね、温かいというか、そういうお言葉をいただいたようにも思います。私といたしましては、先ほど来、お話をさせていただいているようにですね、やはり、この問題については、積極的にですね、控訴していきたいと思います。その中で、また原告、業者側ですね、またそういった中の準備書面の行き来のなかで、どういう問題が出てくるかということもですね、踏まえた上で、その都度、都度、何かがあれば、議員の皆様にもお知らせしたいと思いますし、今までのような形で、準備書面も出していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいということでございます。

北村博司議長

ほかに質疑ありますか。

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

1点だけしておきます。今度の判決が出てね、町民の人も随分、関心を持っておられます。その中でですね、この水道関係の訴訟事業の中で、旧町からね、長い間ずっと裁判を戦ってきているんですが、実際に、前者もちよつと言われましたけど、1億円近いお金がかかると言われますけど、実際にはね、どれぐらいの費用になっているか。その積算、それがわかっていたら教えてください。

北村博司議長

裁判費用だけですね、はい。

久保水道課長。

久保健作水道課長

ただいまの質問にお答えします。産廃訴訟に関しましては、平成8年から19年度で、5,235万5,193円。それから、損害賠償の事件につきましては、平成19年から、まず決算の済

んでおる23年度までで1,716万8,749円。それから、平成24年度の決算見込みでございますが、493万9,653円で、合計しますと、7,446万3,595円となっております。

北村博司議長

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

まず、原案に反対討論をされる方はありますか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あ り)

北村博司議長

瀧本攻君。

討論は演壇でお願いします。

5 番 瀧本攻議員

理由がある。私はですね、先ほどは賛成討論しましたけども、この予算については、中身について反対討論をさせていただきます。まず1点は、一般財源を638万4,000円、財政調整基金を取り崩す、僕はここにその他と入れてもらってですね、町長歳費をここに何割カットして入れてほしかった。こういうことについて、反対いたしますということが1点と、もう1点はですね、4人で、125万円ですね、消費税別で、着手金、これ高過ぎます。いかなもんかと思う。民間でやったら、こない着手金いらへん。その辺の精査もせんとですね、向こうの弁護士に500万円、バンと出したるのかと。

先ほど、入江議員が言ったように、自分の金やないからさ、そういうふうにするのかと。私もほかのことを、いろんな事例みていますけどね、500万円も要るわけない、こんなもんは。それが弁護士の言われるとおりの、いわゆる何ていうんですか、いわゆる報酬をですね、丸飲みしとる。この2点について、私は反対討論をいたします。

北村博司議長

次に賛成討論される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

次に、反対討論される方はありますか。

東篤布君。

10番 東篤布議員

議長のお許しをいただいて、反対討論をいたします。

まず反対する理由、まず1つは、前訴の裁判で、最高裁から高裁に差し戻されて、全面敗訴という判決をいただいた時にですね、また、町側が控訴するんだと。最高裁の判決と一緒にですね。差し戻されて、非常に無駄だと思ったんですけどもね、それも、借りた金じゃなくって、もらった金、住民のお金でしたでしょう。

今回でもね、十何年、業者に迷惑かけて、それで、最高裁で判決が出た。名古屋高裁に差し戻されて判決出ている。それで、高裁に却下されてな、負けた。それに対する、何ら町のアクションも起こさんかった。例えばね、当時の町長じゃないんやから、一度、業者に出向いて、長い間、迷惑かけたというお詫びの一言も入れてですね、今後の対策を生じるべきだと、僕、話をしたんですが、それもなく、争いに踏み切って、また無駄なお金を使った。どっちみち負けたんですから、幾らかのお金を払うんであろうと考えておりました。今回の裁判で、町側にとっては非常に有利なね、敗訴ですけども、非常に有利な金額じゃなかろうかなと、こう思います。これをまた、再度控訴しても、私は1審の判決に不服だということで、するんでしよう。増えるかといっても減ることはないよ。

それで、先ほど瀧本先生もおっしゃったけれども、この予算の中にね、もし敗訴になれば、これは私の退職金からでも払いますぐらいの意気込みがあるんならいいけどもね、こんだけの金、1人で借りたって、あんた、貸してくれへんよ。私はこんなむざむざ負けるような裁判にね、突入すべきじゃない。これ以上、こじれたら無駄な住民のお金を使ってしまっただけだと思います。

それで、またこの歳入のところで、600なにがし財政調整基金となっておりますけれども、この中には、まちづくりのお金も入っておるんやな。町民のために、使うべきお金も、財政調整基金に組入れられておるわけやろ。例えばさ、野々瀬の時に、水建からいただいたまちづくり資金も、こっちへ入っておるように聞いていますよ。

だから、非常に大事な予算なんで、私はね、今回、やらないでいいと思います。仮にもしそういう姿勢とっておっても、お詫びの姿勢をとっても、また、原告側から再度、控訴があればね、これは、やむを得んじゃないですか。大きな違いですよ。こちらから、闘いを挑むのか、和解の姿勢をとったけれども、挑まれて受けるのかと違うやないですか。無

駄な予算は使わないほうが、よかろうかと思えます。無駄な争いは避けたほうがいい。これは、もっと予算が要ることになりますよ。どこかで、けじめを付けていただきたい。強く要望して終わります。

北村博司議長

次に、反対討論される方はありますか。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

反対討論をさせていただきます。

私は、この予算に関してはですね、第三者の立場に立ったとして、中立な立場で述べさせていただきたいと思えます。この予算には、私は誠意がない。私は、1つはそこです。そして、町民に対しての議員としての説明責任は、私は果たせない内容だと思っております。

そして、控訴を提起とする理由の中に対して、やはり、これは執行部からこのような予算をあげてくるにはですね、やはり、こういうことで、こうなるようにという確証を、弁護士を通じてでもですね、これで勝てるんだと。やはり、一つの目標を持った上でなければ、私は予算をここに出してくるもんじゃないと思っておる。

それは、やはり執行部と弁護士とのですね、議員に対して、また議員が町民に対して、説明しやすいような出し方をやってこな、議員に対してでも、これは、私は失礼かと思えます。

その中で、提起の理由は、私は、これは先ほど前者議員も言いましたけれども、やはり、執行部の責任、やはり、それは明確に何も言っていない。そういうような中で、やはり、私どもこれからですね、やっぱり、執行部に対して言っておきたいことは、こういうような予算がある時は、いかなることにあっても、議員が町民に対して説明しやすいようなものを持って提起をしていただきたいと思えます。

そういう中で、今回のこの予算に対しては、とても認められるようなものでないということ、反対させていただきます。

北村博司議長

ほかに反対討論はございますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で、討論を終わります。

採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第42号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第6

北村博司議長

続きまして、報告案件に入ります。

日程第6 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどはですね、議案第42号、ご可決いただきまして、誠にありがとうございます。

報告第6号 専決処分の報告についてでございますが、平成25年4月26日午前10時25分頃、三重県伊賀市内の国道368号菖蒲池交差点におきまして、海山リサイクルセンターの一般廃棄物運搬業務を委託している有限会社尾鷲環境開発の社員が運転する町所有の運搬車が、信号待ちをしていた車列に後方から追突し、相手側3名と車両3台に、負傷及び損傷をさせる事故が発生いたしました。

本損害賠償につきましては、本年6月25日、損害賠償額44万190円として、物損事故1件分の和解が成立をいたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分をし、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、1件の報告につきまして、ご報告申し上げましたが、たびたび申し訳ございませんが、このような事故が発生しないよう、事故防止のための対策を講じていきたいと、そのように考えております。以上です。

北村博司議長

本件につきましては、基本的には議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないこととされておりますが、先ほどの説明において、内容等に不明瞭な点があれば、再度、説明を求めるということで、発言を許可いたしたいと思います。

発言される方はございますか。

東清剛君。

11番 東清剛議員

これは、多分、2件目の和解の件だと思いますけども、そのなかで、追突した時の車両の位置は、どの、後ろから、1台目、2台目、3台目あると思いますけども、どの部分の車両でしょうか、お伺いいたします。

北村博司議長

井谷課長。

井谷哲環境管理課長

すいません。今回の専決処分の関係ですけども、この車につきましては、1番最初に追突しました車でございます。議員の皆さまには、いろいろ心配かけまして、申し訳ございませんでした。

北村博司議長

よろしいですか。

ほかに発言される方ありますか。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

以上で、発言を打ち切ります。

それでは、報告第6号につきましては、聞き置くことといたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

北村博司議長

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これで平成25年第3回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 11時 55分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 25年 8月 23日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 東 清剛